

平成30年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年 第5回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年6月1日午前9時55分～午前10時46分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地法第18条第6項の規定について			
日程第5 議案第1号	土地の現況証明の交付について			
日程第6 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第7 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第8 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)			
日程第9 議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について			
日程第10 議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第11 議案第7号	農用地利用集積計画(案)について (平成30年6月7日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

- 事務局長 平成30年第5回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。
本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

- 川崎会長 皆さんこんにちは。ご挨拶させていただきます前に、母の葬儀に際しましては、委員の皆さんにたいへんお世話になり、無事終わらせていただくことが出来ました。改めて厚く、お礼を申し上げます。今後ともどうかよろしく願いをすることでございます。
- さて、もう今日は6月4日ということで、時が経つのが早いなど、あんな大雪がもう融けてですね、今日も確認しましたが、作物も良い状況に育っているということで、このまま順調に推移し、出来秋が来れば良いなとそんなふうに思っているところでございます。
- もう皆さんご存じのように、北朝鮮とアメリカが、12日に会談をするということで、成功裏に終われば、アジアの安定につながるということになるかと思いますが、日本の農業は、森加計問題等の間に、TPP11が衆議院を通過して、今参議院で協議しているということで、もう、淡々と今の安部政権が物事を進めていると状況です。その中で、良い悪いは別としまして、こういうグローバルの中で大変懸念しながら、自分達が選んだ職業ですから、負けないでやっていかなければならないなと、強く思っているところです。
- またそれに合わせまして、今年の春からもう皆さんご存じのように、農業経営基盤強化法の中で、コンクリートハウスを転用しなくてもいいというようなことも同時に国会にかかっています。今これについても参議院に行きましたから、自然成立するのかなということで、また我々の仕事は、基本的に最後は農業委員会がきちっとそういうものを運営されているかどうか、されてない場合は指導するというのも、付帯でついていますので、これまた大きな仕事が増えたのかなとそんなふうに思うところです。
- 4月の8日でしたか、新規就農者の激励会に出させていただきました。今年は、男女、奥さんも含めて15名の方が、(出

席を) 予定していました。天気もいいということで、半分ほどしか出席されていませんでしたが、新規就農者の方は、新しい農業(という職業に)についてということで不安を抱えながらも、一生懸命やりたいというようなことを話していましたし、農家の息子さん、あるいはお嫁さんについても、戸惑いながらもやっているということで、意見交換ができたところでありませ

す。
また今月16日に大森相談員が中心になりまして、「フィーリングチャンス in びえい初夏」、今回はご存じのように観光を最小限に抑えまして、本山さん宅でのトマトの収穫作業、びえいファームでの牛乳(搾乳体験)、今まで観光が主だったんですが、今回は2カ所にそういう農業体験をしてもらおうという新しい試みで行います。当初相談員も、それで人が来るのか心配していましたが、おかげさまで13名の申し込みをいただき、審査した結果、11名に絞らせていただき、16、17日と「フィーリングチャンス in びえい初夏」を開催することになりました。委員の皆さんにはまた、男性後継者の参加(のお誘い)をお願いするかもしれませんが、どうかご協力をお願いするところでございます。

あわせて、先ほど局長から報告がありましたけれど、今月の26、27、28日、道内研修を予定しております。今朝ちょっと局長に話したんですが、実は、4、5日前に土幌農協の総代会の資料が農業新聞に出ていましたが、私も少し甘かったんですが、土幌農協は470、480億の売り上げ、畜産がそのうち半分ぐらいありますが、そんな大きな農協を見学できる。あるいは、経営内容も、相当優秀で、北海道の先端農業を見に行ける。これに関しましては、浦島委員にたいへんこうご苦労をいただいでですね、心から感謝を申し上げますとともに、ぜひ、そうした土幌農協の農協としての考え方、あるいは株式会社岩崎のドローン、その後、ゆめちからテラスだとかいろいろありますので、くれぐれもその前にケガなどしないように、ぜひ委員全員の方の参加をいただきますことをお願いし、少し長くなりましたけれども、総会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長をお願いいたします。

○議 長 それでは、これより会議を開きます。
本日の日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 なしと認めます。
本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により4番、上村委員、11番、荒川委員を指名します。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、5月1日、平成30年第4回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外12委員が出席しております。
2番、5月1日、平成30年度美瑛町アグリパートナー協議会総会が開催され、会長外12委員が出席しております。
3番、5月8日、新農業人激励のつどいが開催され、会長が出席しております。
4番、5月10日、美瑛町議会第2回臨時会が開催され、会長が出席しております。
5番、5月21日、平成30年度美瑛町土地開発公社理事会が開催され、職務代理が出席しております。
6番、5月29日から31日、平成30年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会在東京都他で開催され、職務代理が出席しております。
7番、5月31日、美瑛町森林組合第62回通常総会が開催され、平間委員が出席しております。以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 ○○○○、借主 ●●●●さん他6件について、同法第18条のただし書きの規定に該当するので報告するものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△外9筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○から借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月19日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が上がってきております。
番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△の内、他3筆、計△万㎡につきましては、貸主 ○○○○さ

んから借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月25日付けで合意解約です。こちらの土地については、●●●●さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第4号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号3番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△△△外2筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○、委任者 ◎◎◎◎さんから借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月25日付けで合意解約です。こちらの土地については●●●●さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号4番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△△△、面積△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○、委任者 ◎◎◎◎さんから、借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月25日付で合意解約です。こちらの土地については、●●●●さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号5番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△△△の内外△△筆、計△△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○、委任者 ◎◎◎◎さんから、借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月25日付で合意解約です。この土地につきましても、●●●●さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号6番、土地の表示、字名、字□□□□、地番△△△-△△△、面積△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●への農地法第3条による賃貸借でしたが、5月2日付で合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第7号にて売買の申請が上がってきております。

番号7番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△△△外1筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●への農地法3条による使用貸借でしたが、5月14日付で合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第2号にて売買の申請が上がってきております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付について、の件を議題とします。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった、〇〇〇〇さんの証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□。地番、△△△-△△△。地目、登記簿ともに畑、現況雑種地、面積△△△㎡です。土地所有者並びに申請人は、美瑛町字□□□□ 〇〇〇〇さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、平成15年頃まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。
以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員から、補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員 はい。皆さんのお手元のほうに写真等があると思います。1枚目になりますけれども、これ見ていただいて分かるように現在、作業施設、また建物等がかかっているということで、現状畑に戻すっていうことは難しいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
- 議長 長 ありがとうございます。
議案第1号について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長 はい。今朝ほど2班で現地調査をしてまいりました。地区担当の◆◆委員の説明のとおりでございます。2班としては問題がないということでご報告いたします。
- 議長 長 ありがとうございます。
議案第1号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひます。
【なしの声】
- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議長 長 それでは採決いたします。
議案第1号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひます。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の件を議題とします。

議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ●●●●の許可の可否について審議を求めるものです。
本件説明の前にご報告させていただきます。議案第2号から議案第4号でお諮りする農地法3条の申請案件全4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われ、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める、別段面積を超えていることから要件を満たしていることを申し添えます。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△外1筆、面積△万△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●への売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から西に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は譲受人の意向により当該地を売りたい。譲受人は法人の営農確立するため、当該地を取得したいとのことです。
価格は△△△万円で、10a当△△万△、△△△円です。詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、担当委員会であります◆◆委員から補足説明をお願いします。
- ◆◆委員 はい。○○さんはですね、地元でも、大規模な農家をしておりましたが、息子さんが経営を移譲されて、昨年でしたか法人化されました。それと同時に弟さんも一緒に農業を始められまして、地域の請負作業等も積極的に行っておりまして、農業経営としても安定してるのではないかなと思っていますところでありまして。
地区担当委員としては、問題はないと思っていますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。
農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●さんの許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△△外20筆、面積△△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●さんへの使用貸借権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から西に約△kmの箇所で、使用貸借権設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けたいとのことです。
詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 事務局 ただいまの説明に関連して、担当委員であります◆◆委員から補足説明をお願いします。
- ◆◆委員 はい。経営移譲に伴うものでございます。息子さんの●●●●君は、■●●●等にも積極的に参加して、研究熱心といえますか、熱心に農業経営のほうもやっていますので、問題ないと思っております。よろしくご審議いただきたいと思います。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号について、発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番について事務局から説明をお願いします

す。

- 事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。
農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△の内外3筆、面積△万㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●さんへの賃貸借権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から西に約△kmの箇所で、賃貸借権設定の理由は、貸主は本人高齢により営農継続は困難なため、当該農地を賃貸したい。借主は上記の理由により承認願いますとのことです。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員からの補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員 はい。○○さんの経営移譲に伴いましての、賃貸借の申請でございます。先ほども説明いたしましたけれども、何ら問題ないと理解していますので、審議のほうよろしくお願ひします。
- 議長 ありがとうございます。
議案第4号、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひします。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第4号、番号1番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひします。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、原案どおり決定されました。
- 議長 続きまして、議案第4号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△外7筆、面積△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●さんへの賃貸借権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から南西に約△kmの箇所で、賃貸借権設定の理由は、貸主は所有者本人が高齢により作付ができないため、借主に貸し付けしたい。借主は上記の理由により承認願いますとのことです。
詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。以上で説

明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員から補足説明をお願いいたします。

○◆◆委員 はい。●●●●君のお母さんは旧姓○○といます。それで○○さんからみますと(●●●●君は)孫にあたります。今回、孫に、土地を貸すということで、単価の面も若干安いんですが、そういった関係上、(価格が)低くなっているのかなと思っております。●●さんは心配なくやってくれる青年ですので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第4号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第4号、番号2番について、
原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第9、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請
について、の件を議題とします。
議案第5号、番号1番について、事務局から説明をお願いし
ます。

○事務局 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった高倉雅さん外1件の許可の可否について、審議を求めるものです。
番号1番、字名、字□□□□△△の内、地目、登記簿、現況ともに田。面積は△△. △㎡。申請箇所はJR美瑛駅から北東に約△△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さんによる格納庫の建設のための転用許可申請です。
申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振農用地区域外であり、また、都市計画区域外となっております。
農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫の建設に伴う転用であるため、農地法第4条第6項の規定に該当する農業用施設であるため転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案第8頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員の補足説明をお願いします。
- ◆◆委員 事務局から説明があったとおりです。〇〇さんは規模拡大をしながら営農していましたが、現在の格納庫も手狭となり、新たに（格納庫を）求めましたが、その格納庫も少し小さいもので、それに増設して経営を維持していきたいと考えております。なんら問題ないと思います。
- 議 長 ありがとうございました。
議案第5号、番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長 はい。地区担当委員の◆◆委員の報告のとおりでございます。ちょうどその倉庫の横に土地があったということでございまして、規模拡大ということで問題はないのではないかとというのが、2班の現地調査の結果でございます。よろしく申し上げます。
- 議 長 議案第5号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは、採決いたします。議案第5号、番号1番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、議案第5号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、字名、字ウバクベツ、地番8906-1の内及び8910の内、地目、登記簿、現況ともに田。面積は615㎡、申請箇所はJR美瑛駅から東に約6kmの箇所で、土地所有者美瑛町による管理用道路造成のための転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また、都市計画区域外となっております。
農用地の転用は原則不許可ですが、管理用道路の造成に伴う転用であるため、農地法第4条第6項に該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを

得ないと認められます。

詳細につきましては、議案第9頁を確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります上村委員の補足説明をお願いします。

○上村委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。
ご存じのとおり、来年度より、旧美進小学校含む周辺の農地は新規就農予定者が就農するための担い手研修施設となり、今回、農林課担当者より、管理用道路の造成ということで、説明を受けました。

圃場内整備、研修生の作業性向上などを考え、やむを得ないことと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございました。
議案第5号、番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい。報告します。実際、現地調査したとき道らしきものはありましたが、現状では、とても研修施設として使うには、狭く、使いづらいかなというふうに見てまいりました。
町の施設ということでございますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議 長 ありがとうございました。議案第5号、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 はい。福家委員

○福家委員 （議案の都市計画区域内外の欄ですが）内外となっておりますが、内か外かどっちかなんだろうと思いますが。以上です。

○事務局 すみません。こちら都市計画区域外です。訂正の方よろしくお願いいたします。

○議 長 福家委員、いいですか。
【いいです】

○議 長 その他に質疑ありませんか？
【なしの声】

○議 長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。
議案第5号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第10、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
- 議 長 議案第6号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。
農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、字名、字□□□□、地番△△△△-△△の内、地目、登記簿現況ともに畑。面積は△△△㎡。
申請箇所はJR美瑛駅から東に約△△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画者 ●●●●さん。格納庫建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。
申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また都市計画区域外となっております。
農用地の転用は原則許可ですが、格納庫建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。
詳細につきましては、議案10頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員の補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員 ただいま、事務局のほうから説明があったとおりです。今ある施設が老朽化、また手狭になったということで、今ある施設を解体し、そこに新たに乾燥施設を建てる予定なんです。坪数が大きくなるので、農地のほうにかかるということで、今回申請が出ております。本日は現地確認も済ませておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございました。

議案第6号、番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい。2班としては、問題ないと現地確認してまいりました。審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第6号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

○議 長 それでは採決いたします。
議案第6号、番号1番について、原案どおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続きまして、議案第6号、番号2番について、事務局から説明をします。

○事務局 番号2番、字名、字□□□□、地番△△△△-△。地目、登記簿現況ともに田。面積は△△△m²。

申請箇所はJR美瑛駅から西に約△△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画書 ●●●●さん。格納庫建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。

申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更申請中であり、また都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。

詳細につきましては、議案第11頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であり、かつ現地調査班長の◆◆委員の補足説明と、現地調査の結果をお願いいたします。

○◆◆班長 はい。〇〇さんは農業を広くやっております、芋の個選とか、そういうことも手がけております、現在の施設ではちょっと手狭だということで、新しく格納庫を建設したいということです。現在経営されています●●さんは、地域の行政区の役員または、地元の消防団員として活躍をされてますし、優秀な後継者であるということは、地域の皆さんも認めているところであります。

何ら問題はないのではないかなと理解しているところであります。また、今朝現地調査の結果、2班としても問題はないというふうに、報告させていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
議案第6号、番号2番について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第6号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。

○議 長 日程第10、議案第7号、農地利用集積計画（案）について、平成30年6月7日公告予定分の件を議題とします。

議案第7号、番号1番から番号6番までの件は、一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、農用地利用集積計画（案）について、平成30年第5回平成30年6月7日公告予定分です。〇〇〇〇さん外5件から利用権の設定等、所有権の移転1件、賃貸借5件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について、審議をお願いいたします。

番号1番、□□□□ 〇〇〇〇さんから、字□□□□ ●●●●への売買、畑2筆△万△，△△△㎡。売買価格は△△△万円、10a当△万△，△△△円です。報告第1号、番号6番で合意解約の通知のあった農地を含む2筆で、貸借地及び隣接地の売買です。今回の売買により所有農地は全て処分されることとなります。

番号2番、字□□□□△△△△番地、〇〇〇〇から、□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。畑10筆、△万△，△△△㎡。賃借料は△△万△，△△△円で10a当△，△△△円です。期

間は5年間です。こちらは、報告第1号、番号1番で合意解約された農地で、経営移譲により〇〇さんが●●さんへ受け手を変更して、賃貸借契約を結び直すものです。前契約から面積が500㎡ほど減少しておりますが、こちらは貸借地のうちの2筆について、内地番により賃貸していたものが昨年分筆され、それに伴う測量の際に面積が確定したことによるものです。

番号3番、字□□□□ 〇〇〇〇さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。田7筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△△万△、△△△円で10a当△、△△△円です。期間は3年間です。こちらは〇〇さんの経営規模縮小に伴い貸し付けするものです。

番号4番から6番については、経営移譲による受け手変更です。報告第1号の3番から5番で合意解約の通知があったもので、字□□□□ 〇〇〇〇さんから後継者の●●さんへの変更です。

番号4番、所有者 字□□□□ 〇〇〇〇さん、円滑化団体、■●●●から字□□□□ ●●●●さんへ田2筆、畑21筆、計△△万△、△△△㎡。賃借料は、△△△万△、△△△円で、10a当田畑ともに△、△△△円です。残期間は約7カ月、平成31年1月27日までです。

番号5番、所有者 字□□□□ 〇〇〇〇さん、円滑化団体 ■●●●から□□□□ ●●●●さんへ、畑3筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△万△、△△△円で、10a当△、△△△円です。残期間は約1年5ヶ月、平成31年11月5日までです。

番号6番、所有者 字□□□□ 〇〇〇〇さん、円滑化団体 ■●●●から字□□□□ ●●●●さんへ、畑1筆、△△△㎡、賃借料は△、△△△円で、10a当△、△△△円です。残期間は約1年5カ月、平成31年11月5日までです。

以上設定を受ける者6件、3名、1法人。設定をする者6件、2名、2法人。田9筆、3万464㎡、畑37筆、27万7,963㎡、計46筆、30万8,427㎡です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第7号、番号1番、番号6番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第7号、番号1番から番号6番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 挙手多数と認め本件は、原案どおり決定されました。

○議 長 これで本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたし

ました。

以上をもちまして、平成30年第5回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年 6月 1日

美瑛町農業委員会長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

荒 川 博 彦